

清代乾隆初年の江南における錢貴の発生と清朝政府の対応

上田 裕之

問題の所在

中国では明代後半から清初にかけて、海外からの銀流入と制錢（官鑄の銅錢）铸造の不活発により、銅錢流通が後退し銀が主要貨幣となつた。そしてその後、一八世紀に清朝の制錢供給によつて銅錢遣いが再び普及して銀錢併用が定着したことは、黒田明伸氏が詳論したところである。黒田氏によれば、一六世紀末以降、地域間決済を容易にさせる銀が大量流入した結果、米穀が地域内の需給よりも他地域との価格差に基づき流出入するようになつた。これを受けて清朝が常平倉等における米穀備蓄を形成して糶米（備蓄米穀の販売）を強化したことにより、米穀の売買に要する銅錢の需要が増大した。そこで清朝は乾隆五年（一七四〇）以後、各省による制錢供給を本格化させたが、銅錢流通量の急増とともに日常の売買における銀遣いから銭遣いへの転換が一挙に進行して却つて錢貴（錢価が高騰した状態）となり、同時に米価が銀建てから銭建てに転じ、且つ上昇した。清朝は錢貴対策として制錢供給を継続するとともに、米貴を備蓄のための大量買い付けによるものとみなして、長期的備蓄を現地採買によって形成することを徹底させた。ここにおいて地域間決済を主として担う銀と現地通貨として地域内流動性を保つ銅

錢との機能上の分断が定着し、錢貴と米貴は終息に向かった、という「黒田一九九四、二四〇一四二貞」。以上によつて、一八世紀中葉の錢貴・米貴・制錢鑄造・米穀備蓄などの諸現象・諸政策が密接な関連をもつて説明されることとなつた。⁽¹⁾

黒田氏はまた、各省の制錢供給の特質として、①制錢の規格（重量および銅・亜鉛などの配鑄比率）が統一されたいた、②鑄造額は兵餉への搭放（財政支出の一部を制錢に換算し代替すること）に足りることを基本に設定された、③結果的に各省の制錢供給は錢貴解消を目指しながらも民間の銅錢需要に柔軟に対応し得ない「非弾力的」なものになつたが、図らずも貨幣政策における各省の自律性が抑えられて「中華帝国としての国制」が保たれた、と述べている「同書、四四〇四八・五八〇六〇頁」。ただ、黒田氏は政策の「動機や、政策担当者の目的」を考察対象としていないので「同書、一七〇一八頁」、清朝中央や各省督撫らが錢貴を受けて制錢供給政策を練り上げていった経緯にはほとんど論及していない。また、各省の鑄造額が兵餉搭放に基づいて固定されていたという点は、清朝政府の錢貴対策の実態を考える上で重要な論点であると思われるが、十分な議論を経て論証されているわけではなく、再検討の余地を残している。もつとも黒田氏の所説は、各省がそれぞれ現地の需要に応じて既存の私鑄錢にあわせた小制錢を鑄造したり供給量を隨時調節したりすることが原則としてなかつた、という点を強調するもので、その指摘 자체は至極妥当なものである。しかし、清朝の制錢供給が貨幣流通に大きな影響を与えたということを踏まえて清代貨幣史を再構成するためには、清朝は錢貴がもたらすいかなる弊害を問題視していたのか、また、各省が制錢供給を実施するにあたつては財政その他の諸事情からどのような制約を受けたのか、といった点を、清朝政府が錢貴に対処

していった過程に即して具体的に解説していく必要があると考える。

そこで本稿では、乾隆初年に江南で錢貴が発生した際に当該地域への制錢供給をめぐって清朝中央と江蘇・浙江両省督撫らとの間で交わされた政策協議を復元して、清朝の制錢供給政策がどのような政策的論理に則って進められてきたのかを明らかにする。江南は、康熙（一六六二—一七二三）末年から錢価が高騰した京師とその周辺「上田二〇〇五、五〇六頁」を除けば、最も早く錢貴が訴えられ、省による制錢供給が始まられた地域であった。よつて、政策協議では多くの論点が最初に取りあげられ、そこで出された結論が少なからず他省の政策をも決定づけたと考えられる。錢貴の全国化と清朝の対応を検討する上で、江南の錢貴と制錢供給はまずもつて俎上に上げるべき対象なのである。また、周知の如く江南では、明代中葉以降における銀流通の増大とともに貨幣經濟・商品經濟が浸透し、経済的最先進地域が形成され、清朝財政も江南からの租税収入に大きく依存していた。江南の貨幣問題を題材として、民間經濟に対する清朝政府の関わり方の実相を探ることの意味は、決して小さくないと考える。なお、引用史料中において〔 〕は筆者による補記、（ ）は筆者による註記、……は中略である。

第一節 乾隆初年における錢価の高騰とその弊害

前述したように、黒田氏は糶米の実施を全国的な銅錢需要拡大の契機とみる。その説の正否を「ここで検証する」とはできないが、以下にみると、江南における錢価高騰の様子を記した奏摺からは、雍正（一七二三—三五）から乾隆初頭にかけて私鑄錢驅除を企図して行われた制錢供給が、錢遣いの普及と錢貴発生の重大な要因となつてい

たことを看取できる。

これまで、雍正帝が推し進めた制錢铸造については、原料に用いた黃銅器皿の収買不調のため、各省の開鑄から停鑄までの铸造実績はそれぞれ総計一万串前後に過ぎず、各地の貨幣流通に大きな変化をもたらすものではなかつたと考えられてきた「足立一九九一、五六一五八貢」。⁽²⁾しかし、江蘇省は蘇州の宝蘇局において雍正八年から同一〇年に一五万一九〇〇串余を铸造していた。さらに宝蘇局では雍正一三年から乾隆二年にも再び制錢を铸造しており、その時用意された黃銅器皿は約一二三五万觔で、それは制錢約一五万串を铸造しうる額であつた。⁽³⁾また、浙江省は杭州の宝浙局において、雍正八年から同一〇年にかけて制錢一八万九八九〇串余を铸造⁽⁴⁾、ついで同二年にも一万七五六八串余を铸造した。⁽⁵⁾宝蘇・宝浙両局では、雍正八年から乾隆二年までの間に、およそ五〇万串に及ぶ制錢が铸造されたとみられる。

铸造された制錢は、一部が両局で工料（炉匠の給与および木炭・黃沙土などの調達費用）に支出された以外はすべて自省の兵餉に搭放された。⁽⁶⁾つまり、制錢は兵丁が日々の生活費に用いることで流通し始めるのであり、必然的に軍事的中心地への商品移入と表裏をなして商品移出地に流出することになる。特に近距離・小額取引であるほど代価は銀に兌換されずに銅錢のまま持ち去られたと考えられ、撫標等の兵餉に制錢が搭放された杭州からは松江の綿布や嘉定の涼鞋などといった日用品の代価として銅錢が大量に流出していくことが、奏摺中で指摘されている。⁽⁷⁾かくして兵餉に搭放された制錢は徐々に江南諸都市に拡散していった。さらにそのうちの一部は、綿花・綿布等の代価として農村部にまでたどりついたであろう。仮にここで民間の貨幣使用に大きな変化が生じなかつたならば、流

通総量が増加した銅錢は、銀に對して自らの価値を相対的に下落させるはずである。そして、雍正帝が狙つたように、民間に銅錢不足をもたらすことなく私鑄錢を嚴禁・回収することが可能になつたはずである。⁽⁸⁾しかし實際には、制錢铸造が終わつた頃から江南の錢価は急激に上がり始め、雍正年間には銀一両＝八五〇～一二〇〇文ほどだったものが〔陳一九六六、一五頁〕〔Vogel 1987 : pp.29-30〕、乾隆四年には銀一両＝七〇〇文前後にまで達したのであつた。⁽⁹⁾

流通量が増大したにもかかわらず銅錢の対銀比価が著しく上昇したのは、黒田氏が指摘するように（ただし乾隆五年以降の制錢供給の結果として論じられているのだが）、銀遣いから錢遣いへの転換が進行した結果と考えられる〔黒田一九九四、八五頁〕。江南では康熙初年に制錢の供給が途絶え〔足立一九九一、五一～五六頁〕、ほぼ銀のみが用いられるようになつてゐた。しかし、江蘇巡撫張渠の奏摺に、

民間が貿易するに、大なるは固より皆銀を用うるも、而るに肩挑背負するは日に分文を趁^おう。窮黎は既に銀色の高低を識らず、又等頭の輕重を知らざれば、故に錢を用うるを以て便と為す。

とあるように、銀は小額取引に向かないだけでなく純度の判定や秤量が容易でなかつたので、生計が零細な者を中心⁽¹⁰⁾に、銅錢が流通し始めれば銀よりも銅錢を選好する傾向にあつた〔黨一九九五、六四～六七頁〕。それゆえ制錢が大量供給されると人々は制錢を求め、錢遣いが広まるとともに錢価が上昇したのである。また岸本美緒氏は、康熙後半以来の米価の漸増によつて農村部への貨幣流入が増加し農村部の小口取引が活発化した結果、小額貨幣たる銅錢の価格が高騰した、との見解を示している〔岸本一九九五、一一九頁〕。錢貴が乾隆前半を通して持続した背景を考

える上で極めて重要な指摘である。

錢価の上昇と並行して、米穀その他の物価が高騰した。⁽¹¹⁾ これもまた、銅錢流通量の増大が錢建て物価、とりわけ米価を押し上げたとする黒田氏の説明に符合するものである（ただしこれも乾隆五年以後に顯著になったものとして論じられている）「黒田一九九四、一一〇頁」。そのような状況下では、零細な生計を営む者のなかでも収入源が銀建てであつた者が、最も錢貴の打撃を蒙つたと考えられる。すなわち、収入源が銀建てであれば、それを元手にして得られる銅錢は（銅錢に兌換されて支給されるにせよ、銀を支給されてみずから銅錢に兌換するにせよ）減少し、しかも錢建て物価は高騰しているため、結果として実質収入はかなり低下することになる。乾隆初年の物価騰貴に際して、「祇だ錢貴に因りて閭閻は困苦して支えず」⁽¹²⁾といつた表現が散見されるのも、そのような事情を反映したものと考えられる。零細銀建て生活者にとって、錢貴こそが窮屈をもたらす原因とみなされたのである。

では、具体的にはどのような人々が錢貴によつて窮屈したのであらうか。ここで思い起こされるのが、一六世紀以降急成長した江南諸都市において人口のかなりの部分を占めた傭工である。清初、かれらの賃金は銀建てだった。乾隆初年の頃の賃金については、江蘇巡撫張渠が以下のように述べている。⁽¹³⁾

現在每銀一両は僅かに錢七百二、三十文に換うるのみなれば、小民は逐末するも、傭工の日に得る錢文は幾ばくも無く、目今得る所は数たるや更に少なし。

この当時、傭工の賃金は銀支給と銅錢支給のいずれが主流であつたのか、という点ははつきりしないが、錢貴のためもともと少ない銅錢収入が「更に少な」⁽¹⁴⁾くなるということから、賃金はなお銀建てだったことが確認される。

張渠の指摘は、巡撫衙門の所在地であり多数の傭工がいた蘇州の状況を念頭に置いたものであろう。当時の蘇州における傭工といえば、松江などの周辺都市で生産された綿布を集積してつや出し・しわ伸ばしを行う踹布業の踹工があげられる。かれらはもともと農村部より析出された貧民で、蘇州城内外で踹布業に従事する者は一～二万人にも達していた。踹工たちはしばしば布商に対して賃上げ争議を起こし、また種々の犯罪行為に走ることも珍しくなかつたので、清朝政府は踹工の賃金を公定し、踹工を管理する包頭とともに踹工の監視にあたつた「横山一九六〇～六一」「同一九六二」「寺田一九六八」。かれらの賃金が銀建てだったことは、既に確認されている〔岸本一九七九、一六〇頁〕。このほか、江南の都市には織工・染工・縫工・紗工など数多くの傭工が存在した〔宮崎一九五一〕。傭工は江南の商品生産には欠くことのできない労働力であったが、それと同時に社会秩序維持の観点からは非常に危うい存在でもあり、督撫以下の地方官はかれらの暴走を未然に防ぐことに苦慮していた⁽¹⁵⁾。であればこそ、最終的に官が公定したところの賃金を実質的に目減りさせた錢貴が、放置できない重大な問題として両省督撫らに受け止められたのである。

第二節 江浙両省督撫による制錢供給提議と清朝中央

乾隆二年一一月、江蘇巡撫楊永斌は、雲南から京師に向けて輸送中の制錢三四万余串⁽¹⁶⁾から一五万串を江蘇省に截留させるよう要請した⁽¹⁷⁾。同四年三月には閩浙總督郝玉麟・浙江巡撫盧焯が、かつて京師の宝泉・宝源両局への納入を承辦しながら未だ送っていない洋銅（日本銅）一一七万余觔および滇銅（雲南銅）五〇万觔を浙江省に截留して制

錢鑄造に供することを提言した。⁽¹⁸⁾さらに同年六月には江蘇巡撫張渠が、同様に京師両局への納入を承辦したが未だとなつてゐる滇銅四〇万觔を江蘇省に截留して制錢鑄造に用いることを提言し、許可を求めた。⁽¹⁹⁾

しかし、議覆を命じられた戸部はこれらの截留要請を全く退け、両省には商人がみずから長崎で買い付けてきた洋銅を收買させることを提案し、乾隆帝の裁可を得た。⁽²⁰⁾京師両局の辦銅は乾隆四年に滇銅收買に一本化され、その輸送が緒に就いたばかりであり「川勝一九八九」「同一九九三」、しかも京師における制錢供給は禁旅八旗の生計に密接に関わる重要課題であった「上田二〇〇五、七一四貢」。それゆえ、京師に送らせるべき制錢・銅の各省截留には極めて否定的にならざるを得なかつたものと考えられる。

また、截留不許可の理由を探る上で注目される事例として、後年、同様に京師両局へ届けられるべき滇銅の截留が各省から求められた際、後に自省で銅を買付けて返済することを申し出た江西・湖北両省には截留を認め⁽²¹⁾返済を提議に盛り込まなかつた河南・山東両省は不許可としている。⁽²²⁾戸部管下の銅は、制錢に铸造されて戸部ないし工部の財政收入の一部を構成するはずのものであり、それが省の収入に加えられることは避けなければならない。

前述の江蘇・浙江両省による截留要請を中央が退けた背景には、あくまでも銅の独自調達が原則であることを各省に徹底させる意図があつたのではなかろうか。

こうして江蘇・浙江両省は洋銅收買を指示されたのだが、両省はともに洋銅の輸入が低調であることを理由に、司庫銀一〇万両を支出して產出量が漸増していいた滇銅を採買し、铸造した制錢は民間に売却したいと提言した。⁽²³⁾乾隆五年正月、先に提出された浙江省の要請に対し協理戸部事務訥親・戸部尚書海望等は議覆して、一〇万両で採

買できる濱銅は約六〇万觔に過ぎないので採買を認め、京師両局への銅・亜鉛輸送を妨げずに浙江省への輸送を行ったための具体案を雲南・浙江省督撫に作成させてあらためて中央で協議することを提案し（制錢の市場への供給方法については言及なし）、一旦は乾隆帝の裁可を得た。⁽²⁴⁾ところが乾隆帝はその後、閩浙總督德沛・浙江巡撫盧焯らに寄信上諭を与えて、以下のように命じた。

但だ思うに浙江省の銭価が昂貴したるは、必ずや銭文が缺少し民間の需用が孔急するに因らん。是を以て〔浙江巡撫〕盧焯は濱に赴き銅を買うの請有り。若し事が行うべきに属すれば、著して〔雲貴總督〕慶復・〔雲南巡撫〕張允隨・盧焯等をして一面に即ちに辦理を行わしめ、一面に奏聞せしめよ。早く鼓鑄に資して以て民用を利するを得しめん。具題して交議するを俟ち多く時日を稽むるを必せざるなり。

すなわち、浙江・雲南両省の督撫が協議した結果について中央の裁可を求めるには及ばない、と指示を下したのである。⁽²⁵⁾実際、同年三月に浙江巡撫盧焯が濱銅輸送の協議内容を上奏すると、乾隆帝は「該部は知道せよ」とだけ硃批して戸部に議覆を要求せず⁽²⁶⁾、直後に雲貴總督慶復・雲南巡撫張允隨が同様の内容を上奏し、上諭の内容をなぞつて、浙江省の銅錢需要に早急に応えるために「一面に定議具題」し「一面に」輸送を開始することを強調すると、乾隆帝は「辦理は甚だ妥協に属す」と硃批してこれを称賛している。⁽²⁷⁾

同年四月、江蘇省の提議に対して協理戸部事務訥親・戸部尚書海望等は議覆して、浙江省の時と同様に、採買・輸送の具体的な内容を江蘇・雲南両省の督撫らに協議し上奏させ、あらためて議することを提案した。これに対し乾隆帝は、

〔江南總督〕郝玉麟・〔雲貴總督〕慶復らが詳しく述べて定めた後、一面に辦理し、一面に上奏せよ。

と硃批して、やはり中央における再協議が不要であることを確認している。⁽²⁸⁾ 同年六月には雲貴總督慶復・雲南巡撫張允隨が上奏して、輸送が困難であるため江蘇省への滇銅売却を江蘇省が要求した五〇万觔から三〇万觔に減じたことを報告したが、これについて乾隆帝は戸部に議覆を求めることなく、直接裁可を下している。⁽²⁹⁾

なお、両省の铸造が決定する直前に、浙江布政使張若震は制錢の私銷・銅器製造を防止するために、錫を加えた

「青錢」の铸造を提案し、京師両局で採用されている「黨一九九五、四七〇四八頁」。制錢の規格統一は清初以来変わらない方針であつたから「上田二〇〇四、三三頁」江蘇・浙江両省も当然に「青錢」を铸造することとなつていて。ここまで経緯から明らかのように、戸部は両省に対して、独自に辦銅を実施して制錢を铸造するよう要求していた。さらに乾隆帝が、両省はそれぞれ雲南省督撫と協議して、中央の裁可を求める事なく即ちに辦銅を開始するよう、命じたのであつた。辦銅額は铸造額と密接に関わるものであるが、中央が調整に乗り出した形跡はない。また、兵餉搭放に基づいて铸造額を設定しようとする言説は、この段階では中央からも両省からも出されていない。ただ、ここで見落とせないのは、両省に対して司庫銀を財源として制錢を铸造させたことにより、制錢铸造の「採算」が省ごとに処理されることが確定した点である。このことが、铸造した制錢の供給方法をめぐって重大な意味を帯びていくのである。

第三節 江浙両省による制錢の铸造および供給と清朝中央

【表1】浙江省の鋳造開始直後における年間鋳造額等の推移
(括弧内の数値は筆者が算出)

| 年月 | 鋳造炉数 | 鋳造総額 | 鋳造額から工料を除いた額 | 対銀換算率 (銀1両あたり) | 典拠 |
|---------|------|-------------|--------------|-------------------|--------------|
| 乾隆5年5月 | 5座 | 未確定 | 未確定 | 900文 | 註(31)所掲、盧焯奏摺 |
| 同年6月 | 8座 | (102,890串余) | (86,400串) | ヶ | ヶ |
| 同年6月頃※ | ヶ | ヶ | ヶ | 850文 | ヶ |
| 乾隆6年4月※ | 10座 | (128,613串余) | 108,000串 | ヶ | 註(42)所掲、德沛題本 |
| 乾隆7年3月※ | ヶ | ヶ | ヶ | 880文 | 註(44)所掲、德沛題本 |
| 乾隆9年正月 | ヶ | ヶ | ヶ | 1,000文 | 註(52)所掲、上諭 |

※は奏請が裁可された年月 (実施年月は不詳)

浙江省が鋳造を開始する直前の乾隆五年三月、閩浙總督德沛は、鋳造費用銀一両あたりの鋳造額が九〇〇文で、現在の杭州の錢価が銀一両あたり七七〇文であるので、制錢を供給するにあたつては、

工本を計りて民間に售換すれば、國帑に於いて原より自ずから虧くる無く、民用に於いて多く裨益有り。

と報告している。銀一両の費用で鋳造した制錢九〇〇文を銀一両の価格で販売すれば、財政上欠損が生じることではなく、購入する側もまた市場では銀一両から七七〇文しか兌換できないのだから大いに利があるというわけである。乾隆帝はこれに対して「該部は知道せよ」と硃批して裁可している(以降の浙江省の鋳造額等の推移については、【表1】参照)。

ついで、浙江省が制錢供給を始めて二ヶ月あまり経つた乾隆五年閏六月、浙江巡撫盧焯は、まず五月に鋳造炉五座を開設し、ついで六月に三座追加したことを報告した。そして、銀一両九〇〇文の価格で制錢の設廠售換(官錢局を設け制錢を兌換発売すること)を行つた成果として、杭州の錢価が銀一両八〇〇文にまで下がつたことを報告した。また、錢舗(両替商)による買い占めを防止するため、発売価格を銀一両あたり九〇〇文から八五〇文に値上げし、さらに制錢購入の許

可証を發行したことによつて、「小民」が遍く恩恵を受けていることを述べた。これに對して乾隆帝は「歓悦して之を覧る。辦する所は甚だ妥し。更に嘉すべきに屬するなり」と硃批して、浙江省の施策を讃えている。⁽³¹⁾

浙江省の施策からは、督撫らが「國帑」すなわち王朝財政に欠損をもたらさないことを重視し、可能ならば铸造差益を得ようとしていたことがわかる。だがその意味をより厳密に理解するためには、制錢鑄造の財源となつた司庫銀について、若干の説明を要する。

司庫に收藏されている銀は、財政的位置づけによつて二種に大別される。ひとつは、王朝の財政收入のうち、省の俸祿・兵餉などに支出するため、戸部の指令に基づく存留（自省に留めおくこと）・協餉（余剩分を別の省に送ること）・京餉（余剩分を中央に納めること）を経て各省に委ねられたもので、これを「正項」という。「彭雨新一九四七、八三一八六頁」「岩井一九八三」。これに対して、各州県において租税に上乗せして徵收された「耗羨」を司庫に集積して督撫・布政使の管理下に置き、省内の行政上の諸経費に用いたものがあり、これを「公項」という。「岩見一九五八」「安部一九五九」「岩井一九九二、四六一五三頁」。公項は、経費の工面が各地方官の裁量に任せられてきたのを改め雍正年間に成立したもので、職務の円滑な遂行のためには欠かせない財源だつたが、慢性的に不足していた。江蘇省の公項の收支をみてみると、乾隆一四年には新収（年間の新規の收藏額）が開除（年間の支出額）を二〇万兩余り上回つて三九万六千余両を翌年に繰り越しているが⁽³²⁾、乾隆二〇年末には貯蔵額が約一二万七千両に減じている。⁽³³⁾つまり、乾隆一五年から同二〇年までの六年間を通算すると約二七万九千両の欠損が生じていたことになる。浙江省もまた、乾隆六年の欠損が三千両を超えるなど、公項に余裕はなかつた。⁽³⁴⁾

江蘇・浙江両省が制錢鑄造のために支出した司庫銀一〇万両は、正項の銀を融通したものであった。⁽³⁵⁾ その会計上の処理については、

向來兵餉に搭放するに、毎錢一千は止だ成本銀一両を帰還するのみにして、此の外に敷らざれば、原より開銷するを准す。

といわれていたように⁽³⁶⁾、鑄造した制錢一〇〇〇文を銀一両に換算して兵餉に搭放することで、司庫銀一両の返却としていた。制錢一〇〇〇文の鑄造費用が銀一両を上回れば、採算を割り込んだことになるが、その場合は超過分^{II} 欠損を財政支出として計上することが認められていた。つまり、「国帑」を損なうような制錢鑄造が不可能であつたわけではない⁽³⁷⁾。むしろここで重要なのは、逆に銀一両の返却に充てられる制錢一〇〇〇文の鑄造費用が銀一両を下回った場合、結果として司庫銀から余剰が生まれるとということである。そうして発生した鑄造差益については、余息銀（鋳造差益）は、……例に照らして司庫に歸入して公用（公項）に備充す。

とあるように、各省が自省の公項に充当できた⁽³⁸⁾。そこには、俸祿・兵餉が滞りなく額面通り支給されさえすればよい、という正項財政の性格が反映されているといえよう。ともあれ、前述したように常に公項の不足に悩まされたいた地方官にとって、正項の銀の一部を余らせて公項の収入として確保することは重要な意味をもつていたとみてよい。

しかし浙江省では、省内に銅や亜鉛を産出しないため一〇〇〇文の鑄造費用が銀一両を上回っていたので、通常の搭放によつては差益を得ることができない。そこで、敢えて制錢を兵餉に搭放せず、傭工などの零細銀建て生活

者が多数存在する杭州において制錢を設廠售換に供することとし、若干の鑄造差益を獲得しうる価格を設定したものと考えられる。銀一両で制錢九〇〇文を鑄造できたということは、八五〇文の鑄造費用はおよそ銀九錢四分であるから、八五〇文を銀一両の代価で售換すれば銀六分の差益が生じることになる。

ところがほどなくして、中央によつて突如として制錢の設廠售換が禁じられ、兵餉への搭放が命じられたこととなつた。前述したように、浙江巡撫盧焯は銀一両⁽³⁹⁾八五〇文で制錢を售換することを奏摺にて報告し、乾隆帝もそれを承知していた。しかし、同様の内容を題本で上奏し、それが戸部の議に下されると、乾隆五年九月、協理戸部事務訥親・戸部尚書海望等は以下のように主張して制錢の設廠售換に反対した。

查すれば錢文を鼓鑄するは原より兵・民に利益する為に起見す。向來各省が鑄出せる錢文は、俱に通省の兵餉に搭放するに係り、其れをして逐漸と流通し運転して民に便ならしむ。……応に該撫盧焯をして、鑄出せる錢文を將て、毎月の応に給すべき兵餉銀の内に於いて、何と作して酌配して兵餉に搭放すれば兵・民に均しく裨益有るかの処もて、另に妥議し具題し辦理を行わしむれば可なり。

つまり、制錢は兵餉に搭放し、それが次第に民間に流通することによつて、兵丁と民間の双方に裨益するものでなければならぬ、との見解を示したのである。これに乾隆帝の裁可が与えられ、浙江省に対して制錢は兵餉に搭放するよう命じることとなつた。⁽⁴⁰⁾また、同様の指示が、制錢の設廠售換を予定していた江蘇省にも下されたことが確認できる。⁽⁴¹⁾

これを受けて、浙江省は制錢の售換を中止した。乾隆五年一二月に閩浙總督德沛は、售換の価格と同じ銀一両⁽⁴²⁾

八五〇文の換算率を用いれば、省内の満漢各營の兵餉および漕運に従事する衛所の官俸・役食等の一割を制錢支給とするために年間九万九五六五串余が必要となることを報告した。その上で、铸造炉を二座増設して計一〇座とすれば、年間に一〇万八〇〇串が得られるので、铸造した制錢は兵餉および衛所の官俸・役食の一割に搭放したいと提議し、戸部もこれを認めて、翌乾隆六年四月に裁可された。⁽⁴²⁾（年間の铸造総額は一二万八六一三串余に達した）。⁽⁴³⁾その結果、乾隆六年の一年間に得られた差益が約六九〇〇両にのぼり、以後も铸造費用はさほど上昇しないと見込まれた。そこで乾隆六年一二月に德沛は、換算率を銀一両＝八八〇文に切り下げることを提言し、⁽⁴⁴⁾協理戸部事務訥親・戸部尚書海望等の議覆を経て、乾隆七年三月に裁可された。⁽⁴⁵⁾兵餉総額が変わらないとすれば、搭放に必要な制錢は年間一〇万三〇七九串余になつたと計算され、この時点での年間铸造額から工料を除いた額の内に収まつている。なお、乾隆七年の浙江省の铸造差益は八六九五両余を計上しており、換算率の切り下げは差益獲得を損なわない範囲でなされたことがわかる。⁽⁴⁶⁾

江蘇省は乾隆六年正月に铸造を開始したが、浙江省と同様に省内では銅や亜鉛を産出しなかつたので制錢の铸造費用は割高だつた。同年五月に江蘇巡撫徐士林は、費用一両につき铸造しうる制錢が八九六文であること、現在の年間铸造額から工料に支出するものを除くと七万一五〇三串余で、銀一両＝一〇〇〇文の換算率を採用しては省内の満漢各營の兵餉（年額八六万七六〇〇両余）の一割を制錢支給とするには足らないことを報告した。その上で、現在の錢価は甚だ高く換算率を多少切り上げても十分兵丁に利があるので、同年秋季より銀一両＝八八〇文の換算率に従つて兵餉の一割を制錢支給とし、一六文分の差益は各營で支給する制錢を宝蘇局から江寧・鎮江等の銀庫に輸

【表2】江蘇省の鋳造開始直後における年間鋳造額等の推移
(括弧内の数値は筆者が算出)

| 年月 | 鋳造炉数 | 鋳造総額 | 鋳造額から工料を除いた額 | 対銀換算率 (銀1両あたり) | 典拠 |
|------------|------|------------|--------------|-------------------|------------------|
| 乾隆6年正月 | 12座 | (83,865串余) | 71,503串余 | — | 註(36)所掲、陳大受題本 |
| 同年9月※ | ク | ク | ク | 880文 | ク |
| 乾隆7年3月※ | 16座 | 111,820串余 | 95,337串余 | ク | 註(48)所掲、訥親・海望等題本 |
| 乾隆9年正月 | ク | ク | ク | 1,000文 | 註(52)所掲、上諭 |
| 乾隆11年閏3月頃※ | 8座 | (55,908串余) | 47,667串余 | ク | 註(55)所掲、海望等奏摺 |
| 乾隆15年2月頃※ | 16座 | 111,820串余 | 95,337串余 | ク | 註(55)所掲、黃廷桂奏摺 |

*は奏請が裁可された年月 (実施年月は不詳)

送する費用に充当したい、と提議した。それは戸部の議覆を経て同年九月に裁可された⁽⁴⁷⁾ (江蘇省の鋳造額等の推移は【表2】参照)。搭放に要する制錢は年間七万六三四八串余と計算される。ついで同年一二月に江蘇巡撫陳大受は、現行の年間鋳造額ではなおも兵餉の一割を兵餉支給とすると足りないことと、銅・亜鉛の採買が順調であることを理由に、鋳造炉を現在の一二座から一六座に増加することを提言し、協理戸部事務訥親・戸部尚書海望等の議覆を経て乾隆七年三月に裁可された。これにより、年間鋳造額は一二万一八二〇串余、工料を除いた額は九万五三三七串余となり、搭放に要する額を大幅に上回ったのだが⁽⁴⁸⁾、換算率の切り下げは行われていない。注目すべきは、乾隆六年の秋・冬二季に得られた差益一四六五両のうち制錢輸送に支出された銀はわずか二八両に過ぎなかつたことである。⁽⁴⁹⁾ 乾隆七年の鋳造額加増によって、制錢輸送の財源としては十分過ぎる鋳造差益はさらに増したであろう。

両省は售換から搭放への切り替えと前後して鋳造額を加増しており、それは一見すると兵餉の一割搭放に合わせたもののように見える。しかしここで他省の例をみると、後年広東省は、省城広州の駐防八旗と綠營ならびに惠州協・肇慶協を制錢搭放の対象とし、搭放割合を五%としている。⁽⁵⁰⁾ また福建省は、省城

福州の駐防八旗と綠營の兵丁に対し、毎月五〇文を搭放しており、定率ではなく定額だつた。⁽⁵¹⁾ 兵餉への搭放において、一割という数字に拘る理由は何もなかつた。江蘇・浙江両省は、一割という切りのいい数字を利用して鑄造額を加増して、より多額の差益を得ようとしたのである。それは、浙江省が搭放を命じられてもいい衛所の官俸・役食をわざわざ搭放対象に加えて、その一割という額を満たすためとして増鑄を行つてゐることに端的に表れてい る。

しかし、乾隆八年一一月に次のような明發上諭が下され、兵餉への制錢搭放は公定比価に則るよう命じられ、それによつて生じる欠損についても指示が出された。⁽⁵²⁾

兵餉に錢文を搭放するの例有り。……朕思うに、兵丁の得る所の月餉は僅かに以て食用に敷るを足たすのみ。

若し錢文を搭放するに又た除扣を行えば、則ち得る所は減少す。朕の心は軫念して、時に諭旨を頒す。江南省 の餉銀に搭放するを將て、乾隆甲子年（乾隆九年）より始めと為し、仍お定例に照らして毎銀一両に錢一千文 を給せ。其の錢局の公費・錢を運ぶ水脚は、公項を動じて報銷するを准す。⁽⁵³⁾ 成本に敷らざるは例に照らして其 の銷算を准す。現在鼓鑄せる各省に至りては、如し折扣して搭放する者有らば、亦た一体に加恩して江南の例 に照らして給發せよ。該部は即ちに諭に遵いて行え。

以下、兵丁の生計問題と、制錢鑄造の採算の問題に分けて論じていきたい。まず、兵丁の生計に關しては、兵餉が もともと日々の食費に足りるだけのものであるので、制錢搭放では銀一両＝一〇〇〇文の公定比価に則るよう命じ ている。岸本美緒氏が明らかにしたように、米穀・綿布その他の物価は總じて、順治後半から康熙前半の低落期を

経て康熙後半からは上昇を続けていた「岸本一九七八」「同一九七九」。だが、それにも関わらず、兵餉の額は固定されたままだった。それは八旗・綠營を問わず、兵丁の経済的困窮の要因になっていたはずである。⁽⁵³⁾ また、第一節で零細銀建て生活者が最も錢貴の打撃を受けたことを述べたが、兵餉として少額の銀を受給していた兵丁にも同じことがいえる（兵餉は銀と米の二本立てであったが、外省では米はしばしば銀に換算され支給された）。さらに、綠營兵は社会の最下層に位置する貧民を雇い入れたものであり、著しい不利益を受ければ兵變を起こして社会秩序を動搖させる側に回った点「佐々木一九七三、三二頁」においては、傭工たちと何ら変わることろがなかつた。生計問題としては八旗のそれがよく知られているが、庫銀を運用させて得られた利息を与える生息銀両の対象に綠營が含まれていたこと「韋一九八七」「同一九八八」「張二〇〇四」から、清朝政府が八旗のみならず綠營の生計問題をも深刻に受け止めていたことがわかる。前掲の上諭で各省に対し銀一両＝一〇〇〇文の換算率の採用を命じたのは、単に民間の錢債との差額を兵丁に得させようとしたというより、兵餉銀の購買力低下を多少なりとも補おうと企図した切実な救済策であつたとみるべきである。さらには遡つて、制錢の設廠售換に反対して兵餉への搭放を主張した乾隆五年九月の協理戸部事務訥親・戸部尚書海望等の議覆も、みだりに原則論を振りかざしたものではなく、兵餉支給を統括する中央官庁として、兵餉銀の購買力維持を重視した施策であつたと考えられる。

だが、銀一両＝一〇〇〇文の換算率を各省に採用させるためには、制錢鑄造の採算の問題を解決しなければならない。そこで乾隆帝は、「例に照らして」欠損を正項の財政支出として処理することを認めた。⁽⁵⁴⁾ しかしそれは督撫らにとつて重要なことではない。むしろここで注目すべきは、これにより江蘇・浙江両省が鑄造差益を得て公項に

充てることは全く不可能になつたということである。そればかりか、差益の一部を支出していた制錢の輸送費用をはじめとする諸経費は、既存の公項から捻出するよう命じられた。結果として、督撫らの制錢鑄造に対する熱意は急速に薄れていつたと考えられる。事実、これ以降江蘇・浙江両省は、滇銅・亜鉛の増産にも関わらず、決して铸造額を増加しなかつた。そればかりか江蘇省は、貴州等で大量に産出しており入手困難ではなかつたはずの亜鉛の収買不調を理由として、乾隆一一年から四年間にわたつて铸造額を暫定的に半減させたことさえある。⁽⁵⁵⁾ また浙江省は、換算率切り下げによつて現行の铸造額では一割搭放を継続できなくなつたが、そこで铸造額を増加するのではなく、工料を銀支給に切り替え、さらには、かつて増铸の理由付けのために自ら始めた衛所の官俸・役食への制錢搭放を停止している。⁽⁵⁶⁾ 江南の錢価は乾隆二〇年代まで銀一両＝七百文台で推移していたのであり「陳一九六六、一三一七頁」[Vogel 1987:p.30]、錢貴が緩和したために制錢供給量を縮小させたわけではない。差益の消滅こそが、両省の制錢供給から積極性を喪失させたのである。しかしながら、両省が铸造をやめようとした形跡もない。それは、前掲の上諭で制錢搭放の皇帝による兵丁救済策としての側面が前面に押し出された上に、「小民」の生計保護を放棄するわけにもいかなかつたためであろう。そうして惰性的になりつつも制錢を供給し続けたことにより、民間では銅錢遣いが定着・拡大し、銀錢併用の時代を迎えることとなるのである。

結論

江蘇・浙江両省の制錢供給政策は、零細銀建て生活者らの生活を保護するため民間における銅錢流通の安定を目

清代乾隆初年の江南における錢貴の発生と清朝政府の対応 上田

第八十七卷 五〇九

指しながらも、それが銀財政の内部で処理されることにより、否応なく採算面からの制約を受けた。錢価の高騰だけでは、おそらく、督撫らが自ら制錢鑄造の実施を追求する動機付けにはならなかつた。慢性的に公項が不足するなかで、制錢鑄造を通して戸部の掌握する正項の銀の一部を正項外へと搾り出す余地があつたことが、督撫らを制錢鑄造にいざなつたのである。そこにおいて中央が兵餉銀の購買力低下に直面していた兵丁の生計保護を意図して、各省に対して制錢の兵餉への搭放を命じ、さらに銀一両＝一〇〇〇文の換算率を採用させたことは、差益獲得の条件が格段に厳しくなることを意味した。制錢に代替されたのは兵餉のほんの一部に過ぎず、兵丁の窮乏化を食い止めるだけの効果があつたとは考えにくいが、兵丁の生計問題は深刻化する一方であり、中央としては打ち出しうる対策は即座に実施していかねばならなかつたものと思われる。もちろん、省における綠營の最高指揮官たる督撫にとつても、兵丁の経済的困窮は決して閑却できない問題だつたであろう。だが、鑄造差益を犠牲にして搭放を拡大しようという提議が省の財政を管轄する督撫側からなされることはなかつた。銀一両＝一〇〇〇文の換算率採用が命じられて差益獲得の可能性が消滅した江蘇・浙江両省は、その後の演銅・亞鉛の増産にも関わらず、鑄造額を一切増しなかつた。あくまでも結果的に、両省では差益消滅前に設定された兵餉の一割分という額がそのまま維持されることになつたのである。清朝中央が再度換算率の切り上げを認めれば各省の差益獲得は容易になるが、そのような兵丁の利益減耗につながる施策を断行するための論理は、王朝は具有しえなかつたとみられる。

民間経済の安定を企図した経済政策といえども、往々にして王朝側の諸事情に大きく左右されたこと、それ 자체はいまさら強調するまでもない。ただ、その内実を具体的に解明せずしては政策の全体を整合的に把握できないこ

【表3】銅を産する西南諸省とその近隣省の年間鋳造定額
(開鑄から乾隆30年まで)

| 省 | 決定年次 | 原材料合計 | 鋳造炉数・卯数 | 鋳造総額 | 工料を除いた額 |
|------------------|-------|------------|----------|--------------|-------------|
| 雲南 (省城・臨安) | 雍正元年 | 1,692,000? | 47座・36卯 | 175,968串 | 145,173串600 |
| | 同4年 | 1,542,240? | 36座・36卯 | 161,519串760 | 137,201串040 |
| | 乾隆5年 | ? | 51座・36卯 | ? | ? |
| | 同14年 | ? | 33座・36卯 | ? | ? |
| | 雍正11年 | 1,199,500? | 28座・? | ? | ? |
| 雲南 (東川旧局) | 同13年 | | | 鋳造中断 | |
| | 乾隆6年 | 734,400? | 20座・36卯 | 89,773串700 | ? |
| | 雍正12年 | 3,451,678? | 94座・36卯 | 421,936串有奇 | 344,632串有奇 |
| 雲南(広西) | 乾隆3年 | | | 鋳造中断 | |
| | 同15年 | 550,800? | 15座・36卯 | 67,330串200 | ? |
| | 乾隆8年 | 550,800? | 15座・36卯 | 67,330串200 | ? |
| 雲南(大理) (東川新局) | 乾隆17年 | 1,836,000? | 50座・36卯 | 224,434串200 | ? |
| | 同21年 | ? | 50座・54卯 | 338,851串有奇 | ? |
| | 乾隆29年 | 440,640? | 8座・54卯 | 53,864串200有奇 | ? |
| 貴州 | 雍正8年 | 428,400? | 10座・36卯 | 44,553串600 | 37,779串400 |
| | 乾隆4年 | 856,800? | 20座・36卯 | 103,958串300 | 89,773串有奇 |
| | 同9年 | ? | 20座・46卯 | 128,895串300 | ? |
| | 同24年 | ? | 20座・69卯 | ? | 172,065串有奇 |
| | 四川 | 雍正10年 | 320,000? | 8座・24卯 | 33,280串 |
| | 乾隆3年 | 600,000? | 15座・24卯 | 72,800串 | 62,200串有奇 |
| | 同11年 | 1,200,000? | 30座・24卯 | ? | 124,400串有奇 |
| | 同17年 | ? | 23座・24卯 | ? | 93,200串有奇 |
| | 同19年 | 1,200,000? | 30座・24卯 | ? | 124,400串有奇 |
| | 同20年 | 2,400,000? | 60座・24卯 | ? | 248,000余串 |
| 湖南 | 乾隆6年 | 196,200? | 5座・24卯 | 24,000串 | 21,914串800 |
| | 同17年 | ? | 10座・24卯 | ? | ? |
| | 同21年 | 784,200? | 20座・24卯 | 84,379串有奇 | ? |
| | 同24年 | 1,568,400? | 40座・24卯 | 168,758串有奇 | ? |
| 湖北 | 乾隆8年 | 600,000? | 15座・36卯 | 72,800串 | ? |
| | 同12年 | 800,000? | 20座・24卯 | ? | 86,900串 |
| | 同18年 | 1,600,000? | 20座・48卯 | ? | 173,800串 |

ともまた明白である。江蘇・浙江両省の制錢供給政策は、前述したように、鋳造差益を公項の財源として確保することが決定的な動機付けとなつており、差益獲得の可能性が消滅した時点で鋳造額が固定された。乾隆一〇〇二〇年代には外省で差益の増加が数多くみられたが、それは省内で銅や亜鉛を産するために銀兩を用を命じられてもなお差

一一〇〇文の換算率の採用

【表4】その他の諸省の年間鋳造定額（開鑄から乾隆30年まで）

| 省 | 決定年次 | 原材料合計 | 鋳造炉数・卯数 | 鋳造総額 | 工料を除いた額 |
|----|-------|------------|---------|---------------|-----------|
| 浙江 | 乾隆5年 | 1,060,000? | 10座・36卯 | 128,613串300有奇 | ? |
| 江蘇 | 同上 | 921,600? | 16座・28卯 | 111,699串400有奇 | ? |
| 福建 | 同上 | 400,000? | 8座・24卯 | 48,533串300有奇 | ? |
| 江西 | 乾隆7年 | 343,600? | 6座・24卯 | 41,932串800 | ? |
| | 同9年 | 576,000? | 10座・24卯 | 69,888串 | ? |
| 広西 | 乾隆7年 | 244,800? | 10座・36卯 | 28,800串 | ? |
| | 同11年 | ? | 12座・36卯 | ? | ? |
| | 同14年 | 791,210? | 20座・36卯 | 96,000串 | ? |
| 広東 | 乾隆10年 | 141,264? | 6座・36卯 | 17,244串100 | ? |
| | 同14年 | | 6座・72卯 | 34,488串200 | ? |
| 直隸 | 乾隆10年 | 600,000? | 6座・48卯 | 72,800串 | ? |
| | 同15年 | | 4座・48卯 | 48,533串300有奇 | ? |
| 山西 | 乾隆13年 | 348,000? | 10座・12卯 | 42,324串 | 35,175串 |
| | 同17年 | | | 銅錢中斷 | |
| | 同18年 | ? | 6座・? | ? | ? |
| | 同21年 | ? | 11座・? | ? | ? |
| 陝西 | 乾隆13年 | 600,000? | 10座・24卯 | 72,800串 | 62,000余串 |
| | 同16年 | 850,000? | 20座・24卯 | ? | 110,600余串 |
| | 同29年 | 700,000? | ? | 100,600串 | ? |

表3・表4典拠：『皇朝文献通考』卷15、錢幣3；同、卷16、錢幣4；同、卷17、錢幣5。浙江・江蘇両省についても当該史料にしたがった。

*原材料合計は年間に用いる銅・亜鉛・鉛・錫の合計。卯数は鋳造炉の年間稼働回数。

*網掛けで示した数値は、制銭鋳造の最盛期である乾隆30年頃の年間鋳造定額。

*雲南（省城・臨安）の雍正元年～同3年は、大理・嵩益を含む。

益を得られた雲南・貴州等の西南諸省とその近隣の省に限られた（【表3・4】参照）。基本的に鋳造差益は、鋳造費用と（民間の銭価ではなく）公定比価との差額によって決まるのであって、銭貴に乗じて全国的に差益獲得の主眼を置く増鋳がなされたわけではない。そのような制銭の鋳造額設定をめぐる銅産省およびその近隣省とその他の諸省との相違は、中央の統制下で各省の鋳造額に枠がはめられていたという事実ではなく、当初から一貫して鋳造差益獲得の可能性如何が各省の制銭供給政策の展開を決定づけていた、とみてこそ整合的に理解できる。なお、乾隆末年には大量の私鋳銭が雲南・四川から長江中下流域へ、さらにはそこから華北に向けて販運されていきることが、山本進氏によつて指摘されている

が「山本一九八九、八五〇八六頁」、それは前述のような事情から西南に偏っていた制錢供給と対をなして民間で発生した経済現象とみなすことができよう。

本稿の考察結果から、以上の如く見通しを立てられるが、江蘇・浙江以外の各省による制錢供給については、あらためて検証を進めなければならない。その上で、清代貨幣史の展開における清朝政府の位置づけを確定していく必要がある。今後の課題としたい。

註

(1) 一八世紀中国の貨幣史に関する主要な研究としては、他に「楊一九六二」「彭信威一九六五」「陳一九六六」

〔Vogel 1987〕「足立一九九二」などが挙げられる。また、江南において乾隆中葉に銅錢遣いが優勢になつたことは、「岸本一九七八、一〇六〇一〇七頁」で指摘されている。

(2) 台湾故宮博物院『宮中檔雍正朝奏摺』(以下「雍正朝奏摺」)第一九輯、五六七、五六八頁、雍正一〇年三月二四日、署理江蘇巡撫喬世臣奏摺。

(3) 『大清高宗純皇帝実錄』(以下「高宗実録」)卷四、雍正一三年一〇月己卯(一四日)条。

(4) 中国第一歴史檔案館「宮中檔硃批奏摺財政類」(以下「財政類」)六〇一五四三、五四八(マイクロフィルムのリー

ル番号が六〇、コマ番号が五四三から五四八であることを示す。以下同様)、乾隆四年三月一八日、閩浙總督郝玉麟・浙江巡撫盧焯奏摺。

(5) 中国第一歴史檔案館「内閣漢文題本戸科貨幣類」(以下「貨幣類」)一、一三七、六一、乾隆元年二月二六日、戸部尚書事張廷玉等題本。

(6) 「財政類」六〇一、二五一、二五四、乾隆二年一〇月一日、蘇州布政使張渠奏摺、前註(4)所掲、郝玉麟・盧焯奏摺。

(7) 前註(4)所掲、郝玉麟・盧焯奏摺。

(8) 私鑄錢排除をめぐる雍正帝の方針については、「雍正朝奏摺」第一六輯、九〇一〇頁、雍正八年三月二二日、江蘇巡撫尹繼善奏摺に与えられた硃批を参照。

- (9) 「財政類」六〇一五五六一五五八、乾隆四年六月九日、江蘇巡撫張渠奏摺；同、六〇一六六六一六六八、乾隆四年一二月一三日、浙江巡撫盧焯奏摺。
- (10) 前註(9)所揭、張渠奏摺。
- (11) 前註(4)所揭、郝玉麟・盧焯奏摺；前註(9)所揭、張渠奏摺；同註所揭、盧焯奏摺。
- (12) 前註(4)所揭、郝玉麟・盧焯奏摺。また、中國第一歴史檔案館「乾隆朝軍機處漢文錄副奏摺」(以下「錄副」)五二一三四五一三四九、乾隆七年五月八日、正藍旗漢軍都統伊勒慎奏摺には、「錢貴に因りて所用等の物も亦た貴し」とある。
- (13) 前註(9)所掲、張渠奏摺。
- (14) 銅錢遣いが普及した乾隆後半には、賃金は實際の錢価の変動に関わりなく固定換算率に基づいて銅錢を支給する形態がみられた「岸本一九八七、三四二一三四三頁」。
- (15) 近年、太田出氏は犯罪取締りの觀点からこの問題を再検討し、清朝政府が「疑似保甲」の編成と綠營配置の稠密化の両面から竣工に対する監視・抑制体制を築き上げたことを論じた「太田二〇〇四、三四五三三五一页」。
- (16) 京師両局に納めるべき滇銅の一部を雲南省で制錢に鋤造して京師に輸送したもの「王二〇〇三」。
- (17) 「財政類」六〇一二六一一二六二、乾隆二年一月二日、江蘇巡撫楊永斌奏摺。
- (18) 前註(4)所掲、郝玉麟・盧焯奏摺。
- (19) 前註(9)所掲、張渠奏摺。
- (20) 「財政類」六〇一五八〇一五八四、乾隆四年八月一二日、閩浙總督郝玉麟・福建巡撫王士任奏摺；前註(9)所掲、盧焯奏摺；「財政類」六〇一七七四一七七六、乾隆五年三月二一日、江南總督郝玉麟・江蘇巡撫張渠奏摺。なお、制錢一五万串の截留の不許可を明示する史料は見あたらぬが、同、六〇一四九六一四九八、乾隆三年一月一八日、雲貴總督慶復奏摺によつて、三四万串の全額が京師に送られていたことを確認できる。
- (21) 「高宗實錄」卷一七一、乾隆七年七月丙子(一九日)条；「財政類」六〇一一三四〇一三三七二、乾隆九年四月一日、大學士鄂爾泰等奏摺。
- (22) 「財政類」六〇一一五三六一五三九、乾隆九年八月五日、河南巡撫碩色奏摺が滇銅の截留を要請しているが、河南省は制錢鑄造を行つておらず截留は許可されなかつたことがわかる。また、同、六〇一二一〇一二一一三、乾隆二三年閏七月一二日、山東按察使李渭奏摺も滇銅の截留を求めたが、乾隆帝は都察院左都御史劉統勲・山東巡撫阿

里袁に上諭を下して、「運京の銅に至りては、断じて外省に截留するの理無し」と李渭の提議を痛烈に批判した（同、六〇一二一一四二二一八、乾隆十三年閏七月二七日、都察院左都御史劉統勲・山東巡撫阿里袁奏摺に引用された上諭を参照）。

(23) 前註（20）所掲、盧焯奏摺；同註所掲、郝玉麟・張渠奏摺。

(24) 「財政類」六〇一七〇四～七二一七、乾隆五年正月二二日、協理戸部事務訥親・戸部尚書海望等奏摺。

(25) 「財政類」六〇一七七七～七七九、乾隆五年三月二二日、浙江巡撫盧焯奏摺。同様の寄信上諭が閩浙總督德沛にも下されていたことは、同、六〇一七三七～七三九、乾隆五年三月九日、閩浙總督德沛奏摺から確認できる。

(26) 前註（25）所掲、盧焯奏摺。

(27) 「財政類」六〇一七八八～七八三、乾隆五年三月二二日、雲貴總督慶福・雲南巡撫張允隨奏摺。

(28) 「財政類」六〇一七八八～八〇二、乾隆五年四月二二日、協理戸部事務訥親・戸部尚書海望等奏摺。満文で記された硃批原文は以下の通り。

Hoo Ioi Lin, Kingfu se kimcime toktobuha manggi, emu deri yabubume emu deri westimbu.

(29) 「財政類」六〇一八四七～八四九、乾隆五年六月二二日、雲貴總督慶福・雲南巡撫張允隨奏摺。

(30) 「財政類」六〇一七八四～七八六、乾隆五年三月二九日、閩浙總督德沛奏摺。

(31) 「財政類」六〇一八五三～八五五、乾隆五年閏六月八日、浙江巡撫盧焯奏摺。

(32) 「財政類」四六一三三四三～三三四四、乾隆一五年七年二二日、署理江蘇巡撫雅爾哈善奏摺。

(33) 「財政類」四六一六六八～二六六九、乾隆二一年九月二九日、江蘇巡撫陳弘謀奏摺。

(34) 「財政類」四六一五一二～五一四、乾隆七年五月八日、浙江巡撫常安奏摺。

(35) 「貨幣類」一一二四七～一二九四、乾隆五年閏六月九日、浙江巡撫盧焯題本；同、一一三三四七～一四〇三、乾隆五年九月二二日、協理戸部事務訥親・戸部尚書海望等題本などから、銅などの備銀と輸送費用は正項である「地丁」から支出されていたことがわかる。

(36) 「貨幣類」一一二四五七～一四七三、乾隆八年五月九日、江蘇巡撫陳大受題本。

(37) 雍正年間に両省が行つた铸造では、工料に支出した分を除いた制錢一〇串あたりの铸造費用は、江蘇省が銀一四

両一錢余、浙江省が二五兩五錢余で、二〇串につき四~五両の欠損が生じていたが、正項において鋳造費用として計算することが許されていた（『皇朝文獻通考』卷一五、錢幣三、雍正四年条）。

(38) 台湾故宮博物院『宮中檔乾隆朝奏摺』第一〇轉、二九~三〇頁、乾隆一九年一月七日、湖南巡撫胡寶璣奏摺。この他、同、第一五轉、七八八~七八九頁、乾隆二一年一〇月二〇日、山東巡撫明德奏摺には、工料を節減して得た銀を「鼓鑄盈余（鋳造差益）」の項下に歸して公に充つ」とあり、鋳造差益が公項に組み込まれていたことがわかる。公項の支出に鋳造差益を用いた実例としては、「錄副」五一~一〇六四、乾隆一九年五月八日、湖廣總督開泰・湖北巡撫張若震奏摺において、鋳造差益を支出して荊州・鄖陽兩城の補修工事を行なうことが裁可されている。

(39) 前註（35）所掲、訥親・海望等題本。

(40) 前註（35）所掲、訥親・海望等題本。

(41) 「錄副」五一一二四~一二七、乾隆六年二月九日、兩江總督楊超曾奏摺。当初江蘇省が制錢の兌換発売を予定していたことは、前掲（19）所掲、郝玉麟・張渠奏摺からも明らかである。

(42) 「貨幣類」一一五三三~一五四七、乾隆五年一二月

二二日、閩浙總督德沛題本。裁可の経緯については、同、一一一六七五~一六八五、乾隆六年一〇月二九日、閩浙總督德沛題本。

(43) 『皇朝文獻通考』卷一六、錢幣四、乾隆五年条（乾隆四年に浙江省側から鋳造開始が提議されてから年間鋳造額が固定するまでの経緯がまとめて記されている）。ただ、後註（48）に記したように、同条にある江蘇省の鋳造定額は檔案史料から確認される値と若干ずれており、浙江省についても同様のずれが生じている可能性は否定できない。

(44) 「貨幣類」一一七七六~一七八七、乾隆六年一二月二日、閩浙總督德沛題本。

(45) 「貨幣類」一一八三三~一八三六、乾隆七年三月九日、協理戶部事務訥親・戶部尚書海望等題本。

(46) 「貨幣類」一一四四〇~四五七、乾隆一〇年二月一八日、浙江巡撫常安題本。

(47) 前註（36）所掲、陳大受題本。

(48) 「貨幣類」一一八三七~一八四九、乾隆七年三月二一日、協理戶部事務訥親題・戶部尚書海望等題本。なお、『皇朝文獻通考』卷一六、錢幣四、乾隆五年条に記載された年間鋳造額は一二万六九九串余であり、一〇〇串余の

ずれがある。

(49) 「貨幣類」一一二七四〇—二七六五、乾隆八年七月一
一日、管戸部尚書事務徐本等題本。

(50) 「財政類」六〇—一九〇〇—一九〇一、乾隆一一年四
月二五日、廣東巡撫準奏摺。

(51) 「財政類」六〇—一三八九—一三九二、乾隆九年四月
二十四日、閩浙總督那蘇因奏摺。

(52) 『乾隆朝上諭檔』第一冊、八八五頁、乾隆八年一月
六日。

(53) 八旗の生計問題に関しては、「細谷一九七四」「韋一九
九〇」「定二〇〇二、二三二—二四三頁」など数多くの研
究が発表されており、窮乏化の経緯を概観できるが、物価
の上昇への言及は多くない。緑營については、「樺木野一
九五六」「佐々木一九七三」「大谷一九七五」などがあり、
給与の薄さが清代を通した問題点として指摘されているが、
生計問題の推移を詳しくおつたものはない。なお、物価の
上昇が兵丁の生計問題をめぐる上奏や上諭であまり言及さ
れなかつた（それゆえ従来の八旗研究・緑營研究でもさほ
ど重点をおかれてこなかつた）のは、兵餉銀の購買力低下
を明確に指摘してしまえば、兵餉の一律増額を行うほかな
いという結論に達せざるを得なくなるが、正項において財
政支出の一半を占める兵餉の増額を軽々しく論じることな

どできないから、物価上昇への言及は意識的に避けられて
いたためと考えられる。

(54) これ以後、実際にこの上諭に基づいて欠損を処理して
いたことを示す例として、「貨幣類」三一二九八二—二九
九五、乾隆十九年九月二一日、浙江巡撫鄂爾泰題本；同、
三一三三七八—三三九八、乾隆十九年二月九日、大學士
傅恒等題本。ここでは乾隆一八年の欠損六九三四両が正項
内の支出として決済されている。

(55) 「財政類」六〇—一八三五—一八三九、乾隆一一年三
月九日、江蘇巡撫陳大受奏摺；同、六〇—一八四四—一八
七一、乾隆一一年閏三月一〇日、戶部尚書海寧等奏摺；同、
六〇—一六〇七—二六一〇、乾隆一五年二月一七日、兩江
總督黃廷桂奏摺。

(56) 「貨幣類」一一一三六一—一三八五、乾隆一一年一二
月四日、浙江巡撫常安題本。

参考文献

- 足立啓二 一九九一「清代前期における国家と錢」『東洋
史研究』四九—四
安部健夫 一九五八「耗羨提解の研究——『雍正史』の
一章としてみた——」『東洋史研究』一六一

- 四→「安部一九七一、第七章」
- 一九七一 「清代史の研究」創文社
- 岩井茂樹 一九八三 「清朝国家財政における中央と地方
酌撥制度を中心にして——」『東洋史研究』四二一
研究』四二一→「岩井一九八四、第二章」
- 一九九二 「中国專制國家と財政」木村尚三郎
他編『中世の政治と戦争』(中世史講座六)
- 学生社→「岩井一九八四、第一章」
- 二〇〇四 『中国近世財政史の研究』京都大学
学术出版会
- 岩見 宏 一九五七 「雍正時代における公費の一考察」
『東洋史研究』一五十四
- 上田裕之 二〇〇四 「清、順治期～乾隆期前半の京師宝
泉・宝源両局における制錢の铸造費用につ
いて」『史峯』一〇
- 二〇〇五 「清、康熙末年から乾隆初年の京師
における制錢供給と八旗兵餉」——「征服王
朝」清朝による八旗生計の保護に関連して
——『史学研究』二四九
- 太田 出 二〇〇四 「清代江南デルタ社会と犯罪取締り
の変遷——労働力の流入、犯罪、そして暴
- 大谷敏夫 一九七五 「雍正期を中心とした清代綠營軍制
に関する一考察——特に營制・財政問題を
中心として——」『東洋史研究』三四一
→「大谷一九九一、第一部第一章」
- 一九九一 「清代政治思想史研究」汲古書院
- 川勝 守 一九九三 「清乾隆初年雲南銅の京運問題」『九
州大学東洋史論集』一七
- 市漢口 川勝編『東アジアにおける生産と
流通の歴史社会学的研究』中国書店
- 岸本美緒 一九七八 「清代前期江南の米価動向」『史学雜
誌』八七一九→「岸本一九九七、第三章」
- 一九七九 「清代前期江南の物価動向」『東洋史
研究』三七一四→「岸本一九九七、第四章」
- 一九八七 「清代の「七折錢」慣行について」
『お茶の水史学』三〇→「岸本一九九七、
第九章」
- 一九九五 (書評) 「黒田明伸著『中華帝國の構
造と世界経済』」『名古屋大学東洋史研究報

告】一九

一九九七 『清代中国の物価と経済変動』 研文

出版

黒田明伸 一九九四 『中華帝国の構造と世界経済』 名古屋大学出版会

佐々木寛 一九七三 『清朝の軍隊と兵變の背景』 『社会文化史学』 九

寺田隆信 一九六八 『蘇州端布業の經營形態』 『東北大学文学部研究年報』 一八→「寺田一九七二、補論」

黨 武彦 一九九五 『乾隆九年京師錢法八条の成立過程およびその顛末』 『九州大学東洋史論集』 二三

横山 英 一九六〇・六一 『清代における端布業の經營形態』 『東洋史研究』 一九一三・四→「横山一九七二、第二部第一・三章」

一九七二 『山西商人の研究——明代における商人および商業資本——』 東洋史研究会

一九九五 『乾隆九年京師錢法八条の成立過程およびその顛末』 『九州大学東洋史論集』 二三

横山 英 一九六〇・六一 『清代における端布業の經營形態』 『東洋史研究』 一九一三・四→「横山一九七二、第二部第一・三章」

一九六二 『清代における包頭制の展開——端布業の推轉過程について——』 『史学雑誌』 七一一・一二→「横山一九七二、第二部第四章」

一九七二 『中国近代化の經濟構造』 亞紀書房
↓「横木野一九七五、附編第一章」

一九七五 『清代重要職官の研究』 風間書房

細谷良夫 一九七四 『八旗米局攷——清朝中期の八旗経済をめぐつて——』 『集刊東洋学』 三一

檀木野宣 一九五六 『旧中国の軍隊』 『歴史教育』 四一二
↓「檀木野一九七五、附編第一章」

陳 昭南 一九六六 『雍正乾隆年間の銀銭比価変動』 商務印書館

定 宜庄 二〇〇二 『清代八旗駐防研究』 遼寧民族出版社

宮崎市定 一九五一 『明清時代の蘇州と輕工業の發達』

清代乾隆初年の江南における錢貴の發生と清朝政府の対応

『東方学』 二一→「宮崎一九九三所収」

一九九一 『宮崎市定全集』 二三 明清 岩波書店

山本 進 一九八九 『清代中期の経済政策——白蓮教反乱前後の四川——』 『史学雑誌』 九八一七
↓「山本二〇〇一 第三章」

二〇〇二 『清代の市場構造と経済政策』 名古屋大学出版会

山本 進 一九八九 『清代中期の経済政策——白蓮教反乱前後の四川——』 『史学雑誌』 九八一七
↓「山本二〇〇一 第三章」

二〇〇二 『清代の市場構造と経済政策』 名古屋大学出版会

二〇〇二 『清代の市場構造と経済政策』 名古屋大学出版会

上田

第八十七卷 五一九

彭雨新 一九四七 「清末中央与各省財政關係」『社会科
学雑誌』九一

王德泰 二〇〇三 「乾隆初滇省代京鑄錢失敗原因浅析」

『故宮博物院院刊』二〇〇三一三

韋慶遠 一九八七 「清代雍正時期“生息銀兩”制度的
整頓和政策演変化」『中国社会経済史研究』

一九八七一二→「韋一九八九所収」

一九八八 「清代乾隆時期“生息銀兩”制度的
衰敗和“收撤”」『中国社会経済史研究』

一九八八一二→「韋一九八九所収」

一九八九 『明清史辨析』中国社会科学出版社

一九九〇 「論“八旗生計”」『社会科学轉刊』

楊端六 一九六二 『清代貨幣金融史稿』三聯書店
張建輝 二〇〇四 「關於雍正對生息銀兩制的整頓及其
在全国軍隊的推廣」『清史研究』二〇〇四一
—— 一九九〇一五・六→「韋一九九五所収」
—— 一九九五 『明清史新析』中国社会科学出版社

Vogel, Hans Ulrich 1987. "Chinese Central Monetary
Policy, 1644-1800." *Late Imperial China* 8.2:

1-52.

〔附記〕本稿は、平成一六・一七年度文部科学省科学研究費
補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。